

京都府警察鑑識鑑定官指定要綱の制定について（通達）

〔 制定 平成22.7.1 例規鑑第32号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

この度、みだしの要綱を下記のように定め、平成22年7月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

京都府警察鑑識鑑定官指定要綱

1 目的

この要綱は、刑事部鑑識課で鑑定業務を行う警察職員（以下「職員」という。）を鑑識鑑定官として指定することにより、職責の自覚と士気の高揚を図り、鑑定に要する専門的知識及び技能を向上させ、もって公判に的確に対応するち密な鑑定業務と後継者の育成を推進することを目的とする。

2 鑑識鑑定官の種別

鑑識鑑定官の種別は、指掌紋又は足こん跡の業務ごとに、それぞれ主任鑑定官及び鑑定官とする。

3 鑑識鑑定官の行う職務

(1) 鑑識鑑定官は、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）の命を受け、次に掲げる職務を行うものとする。

ア 指定に係る業務の鑑定を行い、鑑定書等（鑑定書、確認通知書等当該鑑定に係る書類をいう。以下同じ。）を作成すること。

イ 自らが行った鑑定に係る公判での対応を行うこと。

ウ 鑑定に係る知識及び技能の向上に努めること。

エ 後継者の育成及び鑑識業務に従事する職員に対する指導教養を行うこと。

(2) 主任鑑定官は、前記3の(1)に掲げる職務のほか、指定に係る業務の鑑定官が行う鑑定の指導を行うものとする。

4 鑑識鑑定官の指定

(1) 鑑識課長は、鑑識鑑定官の種別に応じ、それぞれに掲げる選考基準に該当する職員のうちから適任者を選定し、鑑識鑑定官指定（解除）上申書（別記様式第1号）により警察本部長（以下「本部長」という。）に上申するものとする。

ア 主任鑑定官

指定に係る業務の鑑定官としての経験を通算して10年以上有する職員であって、警察庁科学警察研究所法科学研修所鑑定技術職員専攻科を修了しているもの又はこれと同等の高度で卓越した鑑定に係る知識及び技能を有していると鑑識課長が認めるもの

イ 鑑定官

指定に係る業務の鑑定の経験を通算して5年以上有する職員であって、警察庁科学警察研究所法科学研修所鑑定技術職員現任科を修了しているもの又はこれと同等の優れた鑑定に係る知識及び技能を有していると鑑識課長が認めるもの

(2) 本部長は、前記4の(1)の上申があった場合において、鑑識鑑定官に指定することが適当

と認めるときは、鑑識鑑定官指定書（別記様式第2号）により鑑識鑑定官として指定するものとする。

5 鑑識鑑定官の指定の解除

(1) 鑑識課長は、鑑識鑑定官が次のいずれかに該当すると認めるときは、鑑識鑑定官指定（解除）上申書により指定の解除を本部長に上申するものとする。

ア 鑑定の業務から他の業務に異動したとき、又は退職したとき。

イ 疾病、心身の故障等によりその職務を遂行できないとき。

ウ その他鑑識鑑定官としての指定を継続することが適当でないとき。

(2) 本部長は、前記5の(1)の上申があった場合において、指定を解除することが適当と認めるときは、鑑識鑑定官解除通知書（別記様式第3号）により鑑識鑑定官の指定を解除するものとする。

6 鑑識課長の責務

(1) 鑑識課長は、鑑識鑑定官の鑑定の知識及び技能の向上並びに公判での対応に関する指導教養に務めるものとする。

(2) 鑑識課長は、鑑識鑑定官の指定又は解除があった場合は、鑑識鑑定官指定記録簿（別記様式第4号）に所定の事項を記録し、その経緯を明らかにしておくものとする。

7 鑑定書等に対する記載

鑑識鑑定官は、鑑定書等の作成に当たり所属及び氏名を記載する場合は、所属の次に、主任鑑定官にあっては主任鑑定官と、鑑定官にあっては鑑定官と記載するものとする。

別記
様式第1号

年 月 日 廃棄

京都府警察本部長 殿

年 月 日
刑事部鑑識課長

鑑識鑑定官指定（解除）上申書

種 別	主任鑑定官・鑑定官		指 紋 ・ 足 こ ん 跡			
	被上申者	階 級		職 名		
氏 名						
生 年 月 日		年 月 日				
拝 命 年 月 日		年 月 日				
現階級昇任年月日		年 月 日				
現所属配置年月日		年 月 日				
鑑定関係研修履歴		養成科	年	月	日	
		現任科	年	月	日	
	専攻科	年	月	日		
	その他	年	月	日		
鑑定業務従事年数	年					
指 定 (解 除) 理 由						
備 考						

様式第2号

鑑 識 鑑 定 官 指 定 書

(氏名)	(現職)
(指定事項)	
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">京都府警察本部長</p> <p style="text-align: center;">階級 氏 名 印</p>	

様式第3号

鑑 識 鑑 定 官 解 除 通 知 書

(氏名)	(現職)
(指定事項)	
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">京都府警察本部長</p> <p style="text-align: center;">階級 氏 名 印</p>	

